

地方法人課税の見直しと 法人実効税率について

平成26年5月19日

平成26年度税制改正

消費税率（国・地方）8%段階

(1) 法人事業税の暫定措置（地方法人特別税・譲与税）は、1/3の規模を法人事業税に復元（2/3規模で継続）

規模縮小

(2) 法人住民税法人税割の一部を国税化し、その全額を交付税原資化

国税化

	現行（標準税率）	改正後	増減
都道府県分	5.0%	3.2%	△1.8%
区市町村分	12.3%	9.7%	△2.6%

*いずれも、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用

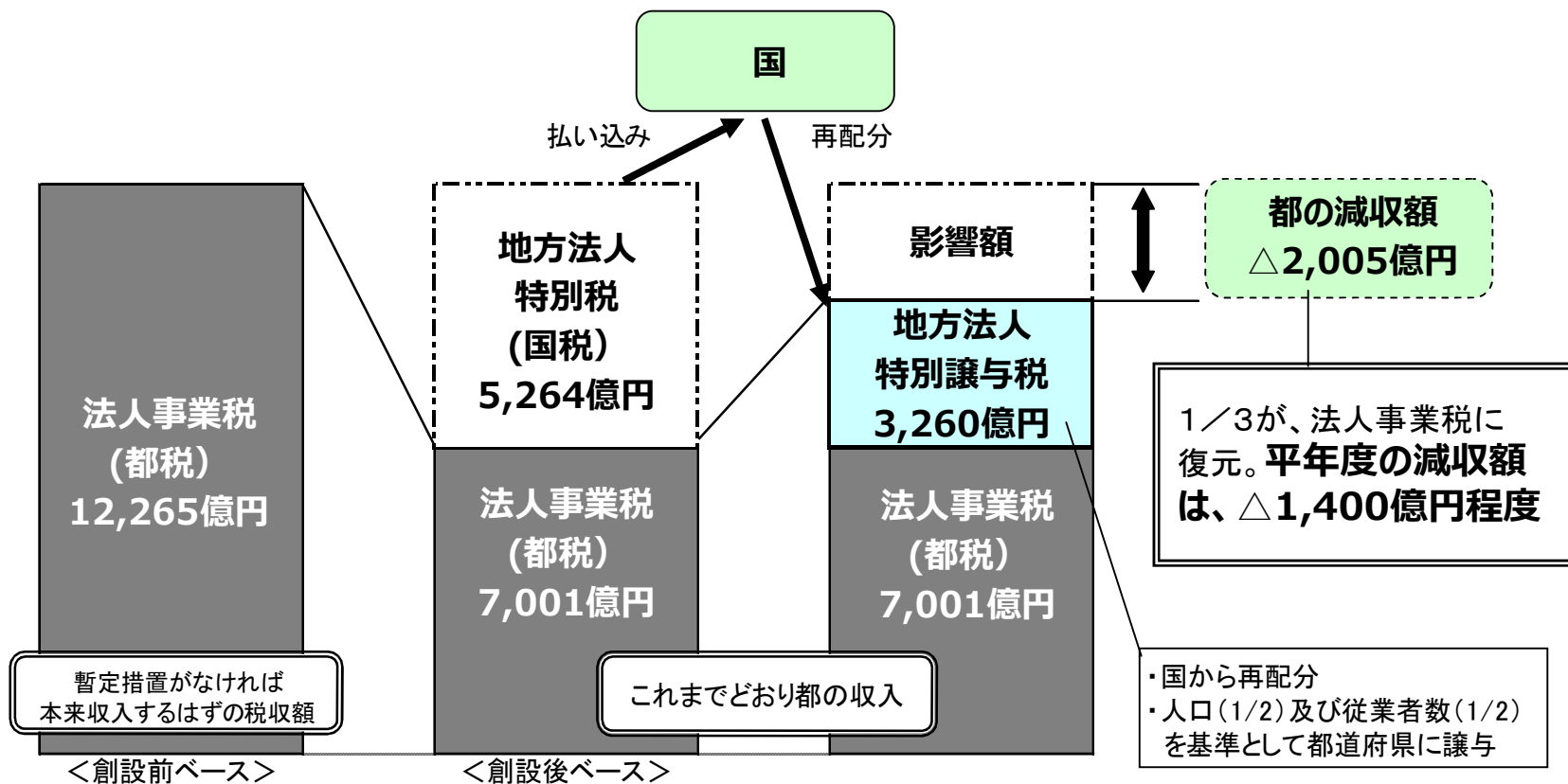
消費税率（国・地方）10%段階

(1) 法人住民税法人税割の一部国税化・交付税原資化をさらに進める。

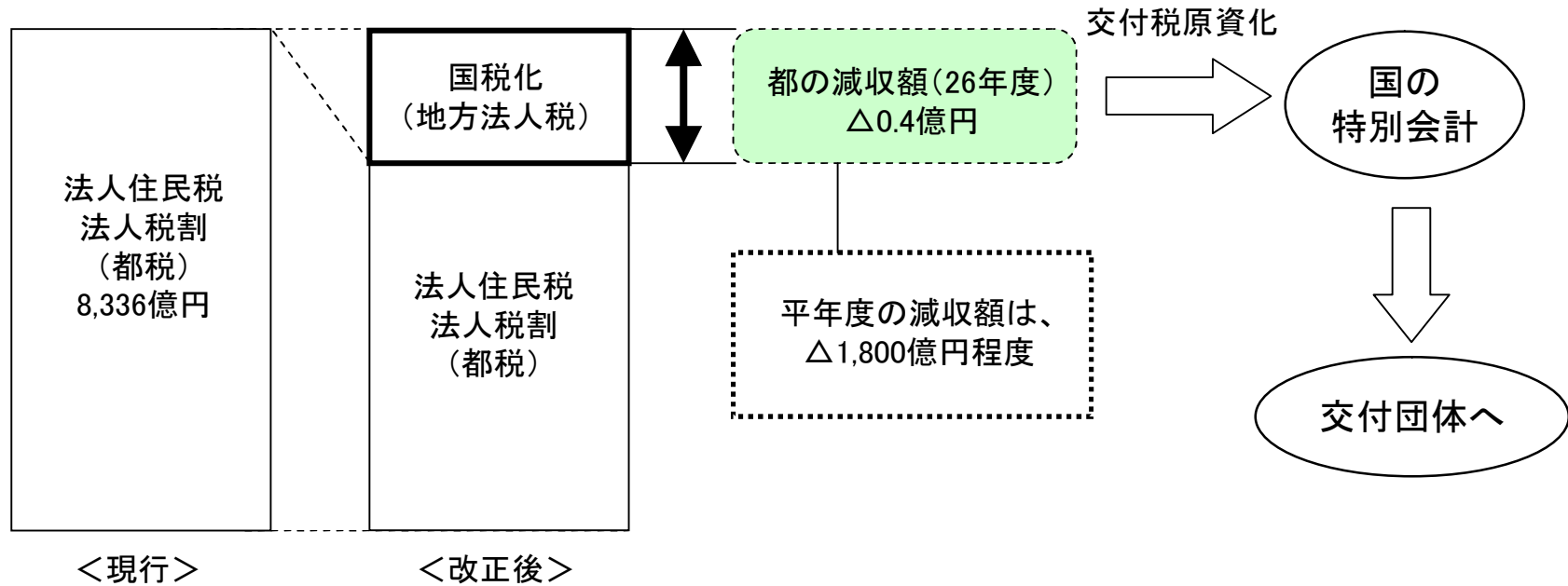
(2) 法人事業税の暫定措置を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

(1) 法人事業税の暫定措置の影響

影響額は平成26年度当初予算ベース



(2) 法人住民税の一部国税化の影響



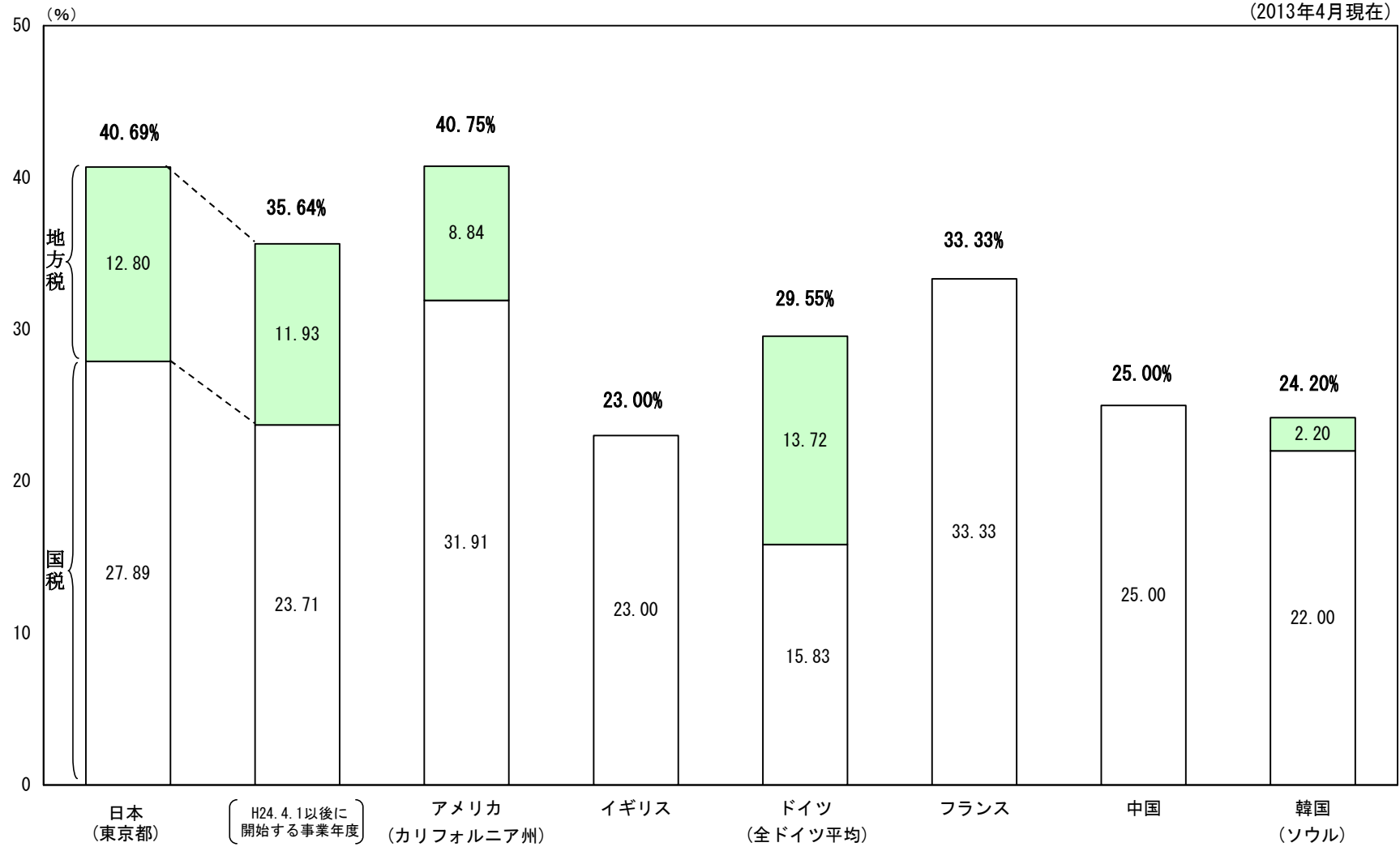
法人実効税率について

平成26年度与党税制改正大綱

第一 平成26年度税制改正の基本的考え方

法人実効税率のあり方について検討を行った。わが国経済の競争力の向上のために様々な対応を行う中で、法人実効税率を引き下げる環境を作り上げることも重要な課題である。その場合、税制の中立性や財政の健全化を勘案し、ヨーロッパ諸国でも行われたように政策減税の大幅な見直しなどによる課税ベースの拡大や、他税目での増収策による財源確保を図る必要がある。また、産業構造や事業環境の変化の中で、法人実効税率引下げと企業の具体的な行動との関係や、現在の法人課税による企業の税負担の実態も踏まえ、その政策効果を検証することも重要である。こうした点を踏まえつつ、法人実効税率のあり方について、引き続き検討を進める。

諸外国の法人実効税率



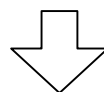
[財務省HPより作成]

法人実効税率の内訳 (東京都における資本金1億円超の法人)

<現行>

〔平成23年度税制改正前は〕
40.69%

法人税 23.71%	地方法人特別税 3.99%	事業税 3.03%	住民税 4.91%	35.64%
------------	------------------	--------------	--------------	--------



<平成26年度税制改正後> (平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用)

法人税 23.71%	地方法人税 1.04%	地方法人特別税 2.69%	事業税 4.33%	住民税 3.86%	35.64%
------------	----------------	------------------	--------------	--------------	--------

国税分 24.75%
(10.6兆円)

地方税分 10.89%
(5.4兆円 (うち都1.6兆円))

〔 法人税 10.1兆円
地方法人税 0.5兆円 〕

〔 地方法人特別税 1.5兆円 (うち都譲与 2,148億円)
法人事業税所得割 2.2兆円 (うち都 6,736億円)
法人住民税法人税割 1.7兆円 (うち都 6,464億円) 〕

※ 平成26年度税制改正後は、現行規模の超過税率を実施した場合

※ 税収は、国・都は平成26年度当初予算、地方は平成26年度地方財政計画ベース (26年度税制改正の平年度影響額を反映済)

当面のスケジュール

スケジュール

- ・ 政府税制調査会
 - ・ 与党税制調査会
 - ・ 経済財政諮問会議
- で議論

反映

骨太の
方針

(6月)

検討

消費税率10%引上げ判断

27年度税制改正

(12月)

(参考) 経済財政諮問会議での議論

○ 民間議員

- ・ 法人実効税率をアジア近隣諸国並み（25%程度）に引き下げることを目指し、速やかに検討すべき
- ・ アベノミクスの成果による増収の還元等によって、25%の水準に引き下げていくべき
- ・ デフレ脱却による構造的な増収拡大が予算を上回る場合、税率引下げに還元することが考えられる

○ 麻生財務大臣

- ・ 約5兆円の減収を伴う税率引下げを財源の確保なくして行うことはできない。
- ・ 巨額の財源を確保するためには、政策税制の抜本的見直しを含めた徹底的な課税ベースの拡大のみならず、他税目での増収策が必須
- ・ 今後、課税ベース等、改革の具体的な中身の検討を政府税調で進めてもらおうと考えている。
- ・ （民間議員の意見は）無理があるのではないか。逆に見込みを下回った場合には、税率を引き上げるのか。

法人実効税率の引下げによる都の影響

- ① 法人税率のみを引き下げた場合であっても、法人税額を基準とする法人住民税は減少する。
- ② 地方法人課税は税収が不安定で地域間の偏在性が高いとして、地方税（法人事業税・法人住民税）により法人実効税率を引き下げる動きもある。
- ③ さらに、地方法人特別税の単純廃止を主張する動きもある。

<参考>平成26年度与党税制改正大綱（抜粋）

消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

日本経団連及び全国知事会のスタンス

日本経団連

- 地方法人特別税については、制度の創設経緯からして、本来であれば単純廃止が当然（地方全体で約1.5兆円の減収（平成26年度ベース））
- 万が一、単純廃止が困難である場合は、所得に対する地方の課税部分を国税の法人税に統合した上で、段階的に縮減することも選択肢
- 法人事業税に係る外形標準課税の拡大については、極めて慎重に検討すべき

※地方法人課税のあり方（平成25年5月）より抜粋

全国知事会

4 成長戦略の展開による地方財政への影響

成長戦略に基づく投資減税や国・地方を通じた法人実効税率の引下げの検討等を行う場合には、政策減税の大幅な見直しによる課税ベースの拡大や、他税目での増収策による代替措置により、必要な地方税財源を確保することも併せて検討し、地方の歳入に影響を与えることのないようにすべきである。

※平成26年度税財政等に関する提案（平成25年10月）より抜粋

関東地方知事会のスタンス

地方法人課税の堅持に関する緊急提案(ポイント)

- 地方法人課税の縮減は行わないこと
- 法人実効税率の引下げを行う場合は国税で対応すること
- 全ての地方自治体の歳入に影響を与えることの無いよう地方税財源を確保すること

平成26年5月13日開催の関東地方知事会議において、地方法人課税の堅持に関し、構成10都県が一致団結して、国に対して緊急提案していくことを決定。